SAGA2024基山町実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、SAGA2024基山町実行委員会会則(以下「会則」という。)第10条第3項の規定に基づき、SAGA2024基山町実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(区分及び所掌事務)

第2条 専門委員会の区分及び所掌事務は、別表のとおりとする。

(組織)

第3条 専門委員会は、SAGA2024基山町実行委員会の会長(以下「会長」という。) が委嘱 した委員をもって構成する。

(役員)

- 第4条 各専門委員会に次の役員を置く。
 - (1)委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
- 2 委員長及び副委員長は、会長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、議長は、委員長又は委員長が指名したものがこれに 当たる。
- 2 専門委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。 ただし、出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、 又は書面により議決に加わることができる。
- 3 専門委員会の会議の議事は、出席委員(代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった 者を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 専門委員会の会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長が会 長の承認を得て別に定める。

附則

- 1 この規程は、令和3年12月21日から施行する。
- 2 専門委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず会長が招集する。

別表(第2条関係)

区分	所 掌 事 務
総務企画 専門委員会	1 総合的な計画に関すること2 広報及び町民運動に関すること3 観光、接伴及び歓迎装飾に関すること4 他の専門委員会に属さない事項に関すること
競技式典 専門委員会	 競技及び式典計画に関すること 競技会の運営に関すること 競技施設及び関連施設の整備に関すること 開始式及び表彰式に関すること 通信に関すること 大会旗及び炬火イベントに関すること その他競技式典に関すること
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊及び配宿計画に関すること 2 環境衛生及び食品衛生に関すること 3 防疫対策及び医療救護に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること
輸送交通 専門委員会	 輸送計画に関すること 交通及び駐車場に関すること 警備及び消防防災対策に関すること その他輸送交通に関すること

SAGA2024基山町実行委員会専門委員会への委任事項

SAGA2024基山町実行委員会会則第10条第2項に基づく総会から専門委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総務企画及び運営に関すること。
- 2 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること。
- 3 宿泊及び医事衛生に関すること。
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 5 広報及び町民運動に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。